

スポーツクラブひがしそのぎ活動指導者募集要項

1. 目的

これまで学校教育の一環として行われてきた中学校の部活動については、令和5年度から令和7年度を改革推進期間として地域連携・地域移行（中学校の部活動として確保されてきたスポーツ・文化活動の提供について、地域でスポーツ・文化活動に親しめる環境を整備し、地域の活動として地域人材等が担うことをいう。以下同じ。）に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、まずは休日における地域の環境整備を着実に推進することとされている。

東彼杵町では、既存の総合型地域スポーツクラブである「スポーツクラブひがしそのぎ」が地域活動の受け皿となり、令和6年度から段階的に休日における活動を行うため、地域活動の指導者を随時募集していくこととしている。

そこで、スポーツクラブひがしそのぎ活動指導者名簿（以下「指導者名簿」という。）を作成するとともに、指導者名簿の中から指導者を選任することとする。本要領では、指導者を希望する者の募集について、必要な事項を定める。

2. 募集について

単独で指導及び引率が可能な、地域スポーツ活動内で各種目のメインのコーチとなる「地域指導者（リーダー）」と、リーダー及びメインの指導者の補助を行う「活動補助支援者（サブリーダー）」を募集する。

3. 職務内容

○地域指導者

- ・活動の技術指導や練習方法の助言、アドバイス
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・保護者等との連絡、調整
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・活動の管理運営
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・事故が発生した場合の現場対応
- ・その他スポーツクラブひがしそのぎ事務局が特に必要と認めるもの

○補助支援者

- ・地域活動における審判等といった練習の補助
- ・用具・施設の点検、管理
- ・地域活動指導者の職務の補助
- ・その他地域指導者が必要と認めるもの

4. 応募要件

- ・当該年度4月1日現在の年齢が満18歳以上の者。(高校生は含まない)(※)
 - ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(※)の欠格事項に該当せず、かつ、過去に該当したことがない者
 - ・指導する種目に関する知識・技能を有し、東彼杵町立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針に則った指導が可能である者。
 - ・政治的、宗教的中立性を保ち従事することができる者。
 - ・過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない者。
 - ・子供の人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力などを備えている者。
- その他、各種目指導者としての専門性・知識を有し、公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を有していることが望ましい。

※大学生の応募について

- ・大学生も従事可能であるが、「補助支援者」としての応募のみ可能とする。
- ・学業に支障のない範囲での従事とすること。

※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 募集期間

随時募集とする。

6. 募集する種目

現在の東彼杵中学校に設置されている部活動に限る。(卓球、軟式野球、陸上競技、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、吹奏楽)

※ただし、場合に応じて今後新規の種目を設置する場合もある。

7. 勤務条件

○報償額

日給 3,000 円とする。

交通費は距離を問わず、一律 1,000 円とする。

※ただし、競技大会・遠征等での引率においてはこの限りではない。

※区分に関わらず報償額は同額とする

○勤務時間

土曜日、日曜日、祝日（1日3時間程度、地域スポーツ活動要領に準ずる）

※ただし、競技大会・遠征等での引率においてはこの限りではない。

○保険

スポーツ安全保険に加入する。(費用はクラブにて負担)

○服務

1. 各指導者・補助支援者は地域スポーツ活動指導員要領を厳守し、教育委員会、学校長の指導監督を受け、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

2. 各指導者・補助支援者は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3. 各指導者・補助支援者は指導する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期を終えた後も同様とする。

○その他

・各種目指導者・補助者は事務局が特に必要と認める指導者研修会等への参加を必要とする

・他職との兼業は妨げないが、その場合兼職等承認／営利企業等従事許可申請書

(様式第 3 号) の提出が必要となる。

8. 登録までの流れ

(1) 指導者名簿への登録申請方法

・登録申請書(様式第 1 号)を記入し、推薦書がある場合は様式第 2 号を、追加書類がある場合は書類のコピーを添付(メール送付の場合は PDF ファイルに変換後添付)のうえ、以下のアドレスへメールで送付、郵送又は窓口へ持参する。

<応募先>

○メール送付の場合

次のアドレスに送付すること。ただし、件名は「地域部活動指導者登録申請(申請者の氏名)」とし、メール送付後に電話すること。

メールアドレス: kyoui-syakyou@town.higashisonogi.lg.jp

電話: 0957-46-0114

○郵送の場合

次の宛先に郵送すること。

宛先: 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 706-4 東彼杵町教育委員会 社会教育係宛て

○窓口へ持参する場合

東彼杵町教育委員会社会教育係(東彼杵町総合会館教育センター事務局)へ持参すること。ただし、年末年始を除く平日 8:30~17:00 までに限る。

(2) 登録申請後

①申請書提出後、事務局による応募者の面接を実施したうえで、指導員名簿に登録。

また、登録後は指導者登録確定通知書(様式第 4 号)を応募者に対して交付する。

②指導員名簿の登録者情報を東彼杵中学校と共有し、学校の条件に合致する者に対して、学校、希望種目部活動顧問との確認・面談。

③スポーツクラブ事務局、東彼杵町教育委員会、東彼杵中学校にて承認後、スポーツクラブひがしそのぎが任用を行う。

9. 登録内容の変更及び取消

・指導員名簿に登録の有効期間は、登録された日の属する年度から翌々年度末(3 年間)

までとする。

・指導員は、指導員名簿の登録後、内容に変更があった場合又は指導員として活動できない事由が生じたため指導員名簿の登録の取り消しを希望する場合は、速やかに事務局に申し出ること

・事務局は、指導員が以下 1.から 3.までのいずれかに該当する場合、当該指導員を指導員名簿から取り消すことができることとする。

1. 登録申請書及び追加書類に虚偽があった場合
2. 「応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
3. その他指導員として不適格であると判断できる事由があった場合

10. その他

- ・この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・取得した個人情報は、地域部活動指導者に関する業務以外では使用しない。
- ・指導者の配置は、指導者名簿に登録された者の中からクラブの配置希望等に応じて決定するものであり、指導者名簿へ登録されても指導者として配置されない場合がある。